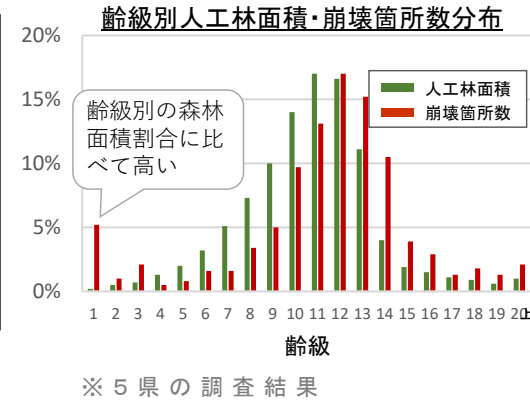


適切な伐採と更新の確保

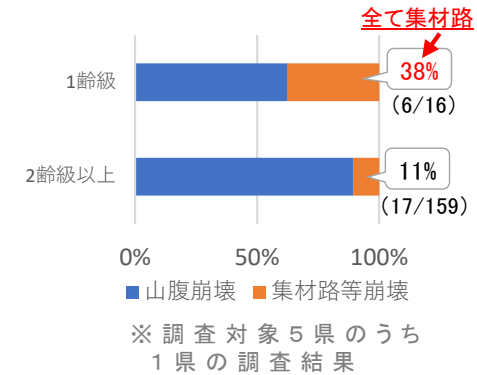
参考 3

現状・課題

- 近年、集中豪雨の増加等により山地災害が頻発。台風被害のあった都道府県の人工林(民有林)を対象として崩壊地を調査した結果、齢級に関わらず崩壊が発生。
- 他方、面積の齢級分布と比べ、1 齢級における崩壊箇所の発生割合は高い傾向にあり、粗雑に作設された集材路からの崩壊が要因の一つと考えられた。
- 伐採及び造林の状況報告書は、伐採の終了後ではなく、造林の終了後に提出。



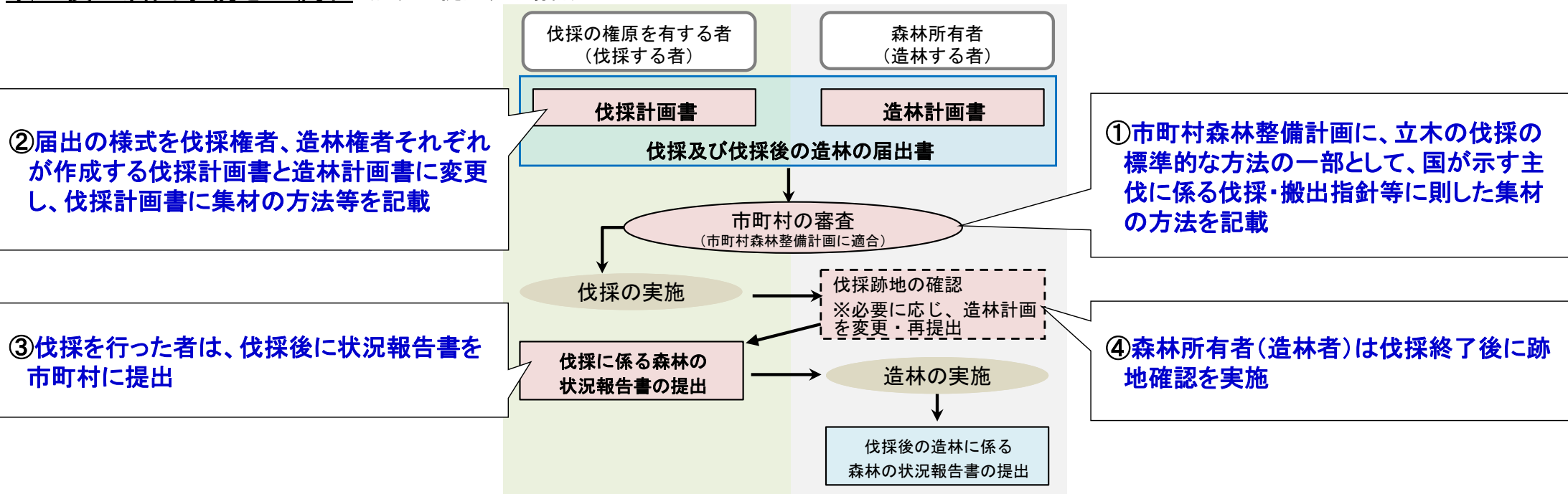
崩壊形態別の崩壊箇所割合



対応方向

- 市町村森林整備計画に国が定める指針等に則して集材することを位置付け、伐採届(伐採計画書)に集材の方法を記載。
- 伐採及び伐採後の造林の状況報告書の提出方法を変更し、造林の終了時の報告に加え、伐採作業終了時にも伐採に係る状況報告書を提出。
- 伐採に係る状況報告書の提出に当たっては、造林権者による跡地確認を求め、造林作業への円滑な移行等を図る。

改正後の届出手続きの流れ (共同で提出する場合)



・今後の路網整備のあり方検討会での論点

【論点3】作業システムの進展・普及への対応（抜粋）

【対応方向】

- ✓ 主伐時における伐採・搬出の際に考慮すべき最低限の事項を示した指針を作成し、林業経営体に周知するとともに、都道府県や市町村が行う指導等に活用する。

■主伐時における伐採・搬出指針（概要）

➤ 主な内容

【定義】

集材路とは、立木の伐採、搬出等のために、林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。

【伐採方法及び区域の設定】

森林所有者の再造林に向けた意識の向上を図るとともに、林地保全及び生物多様性保全の観点から、適切な伐採・更新方法等の決定や溪流沿いの保護樹帯の設定、伐区の分散等を行う。

【集材路・土場の計画及び施工】

- ・集材路の線形は、極力等高線にあわせる。
- ・ヘアピンカーブは、地盤の安定した尾根部等に設置する。
- ・集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。
- ・集材路は、沢筋を横断する箇所を少なくなるように配置する。

【事業実施後の整理】

枝条・残材の有効利用や適切な整理を図るとともに、集材路・土場は、植栽や表土の埋め戻し等により植生の回復を促す。

➤ 活用方法

- (1) 林業経営体が規模拡大等にあたって必要とされる行動規範の策定の際の参考とする。
- (2) 市町村森林整備計画において、本指針に即した集材等を標準的な方法として位置付けるとともに、伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用を通じ、実施状況の確認・指導を強化する。

主伐時における伐採・搬出指針

（令和3年3月16日付け林整整第1157号）

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

（以下項目）

3 伐採の方法及び区域の設定

4 集材路・土場の計画及び施工

- (1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設
- (2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮
- (3) 生物多様性と景観への配慮
- (4) 切土・盛土
- (5) 路面の保護と排水の処理
- (6) 溪流横断箇所の処理

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

6 事業実施後の整理

- (1) 枝条・残材の整理
- (2) 集材路・土場の整理

7 その他